



工事従業者の皆様へ

工事中の安全対策を徹底しましょう

工事中の安全対策

- 溶接や溶断作業の前に、周囲の可燃物を除去や不燃性のシート等で遮へいをして、消火器等の消火準備をしましょう。
- 危険物や可燃物の近くでの火気取扱い、喫煙は大変危険ですのでやめましょう。その他たばこの火は確実に消すなど、出火防止対策の徹底を図りましょう。
- 塗料などの危険物等は、定められた保管方法で適正に管理しましょう。また、現場には必要最小限の量を持ち込みましょう。
- 防火戸や防火シャッターの閉鎖障害となる場所、避難通路には、資材等を置かないようにしましょう。
- 消火器が配置されている場所を確認しましょう。また、初期消火を全員ができるように定期的な訓練を行いましょう。
- 火災である旨の周知方法、避難経路の確認を行いましょう。また、避難を安全、確実に行えるように避難訓練をしましょう。
- 119番通報の訓練を行い、通報方法を確認しましょう。

※一定規模以上の新築工事中の建築物は、**防火管理者の選任**や**消防計画の作成**など別途法令事項を遵守する必要があります。

鶴見消防署 503-0119 神奈川消防署 316-0119 西消防署 313-0119
中消防署 251-0119 南消防署 253-0119 港南消防署 844-0119
保土ヶ谷消防署 342-0119 旭消防署 951-0119 磯子消防署 753-0119
金沢消防署 781-0119 港北消防署 546-0119 緑消防署 932-0119
青葉消防署 974-0119 都筑消防署 945-0119 戸塚消防署 881-0119
栄消防署 892-0119 泉消防署 801-0119 瀬谷消防署 362-0119

ご不明な点やご相談は、
最寄りの消防署までお問い合わせください。